

第 38 回 葛飾区子ども・子育て会議 議事録

I 日時：令和 4 年 8 月 29 日（月）午後 2 時～

II 場所：葛飾区役所 7 階 701・702 会議室

III 出席者

1 【出席委員 22 人】

石井委員、二宮委員、阿部委員、今井委員、岩城委員、黒沢委員、小林委員、齋藤委員、佐野委員、鈴木委員、園部委員、高橋委員、坪井委員、津村委員、中山委員、二葉委員、星委員、三尾委員、大内委員、加島委員、三枝委員、田中委員

2 【欠席委員 3 人】

上田委員、遠藤委員、加藤委員

3 【事務局】

子育て支援部長、児童相談所開設準備担当部長、育成課長、子育て施設整備担当課長、子育て支援課長、保育課長、児童相談所運営準備担当課長、子ども応援課長、青戸保健センター所長、教育委員会事務局放課後支援課長、他担当職員

IV 次第

1 開会

2 議事

(1) 第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについて

① 葛飾区の子ども・子育てに関わる概況の更新について【資料 1】

② 乳幼児人口推計の見直し（案）について【資料 2】

③ 量の見込みと確保方策の見直し（案）について【資料 3】

(2) その他

① 第 37 回会議でのご意見について

② その他

3 閉会

V 配付資料

葛飾区子ども・子育て会議（第 38 回）次第

資料 1 葛飾区の子ども・子育てに関わる概況の更新について

資料 2 乳幼児人口推計の見直し（案）について

資料 3 量の見込みと確保方策の見直し（案）について

VI 議事要旨

1 開会

会長

○ 区の HP 掲載等のため、職員が記録撮影する旨伝達。

事務局

○ 出欠状況について報告。Web 会議システムでの出席を含め定足数に達しているため、会議が成立している旨伝達。

2 議事

(1) ① 葛飾区の子ども・子育てに関わる概況の更新について

会長

○ 議事 (1) ①について、事務局より説明をお願いする。

事務局

(資料 1 「葛飾区の子ども・子育てに関わる概況の更新について」概要)

- 資料1は、第二期計画の「第2章 葛飾区の子ども・子育てを取り巻く状況」のうち、葛飾区の子ども・子育てに関わる概況を、令和4年度の現時点における数値に情報更新したものである。数値の確定にご議論いただくものではないが、区の現況をご理解いただくために提示している。なお、データを追録した箇所については、破線の囲みを付けている。
- 1ページ目、「(1) 総人口及び乳幼児人口の推移」について。本区の総人口は、平成25年度以降、令和2年度まで増加していたが、その後減少に転じている。
- 0歳から5歳児人口は、平成25年度以降増加し、平成29年度に直近10年間のピークとなったが、その後減少に転じ、令和4年度には2万人を下回っている。
- 2ページ目、「(2) 出生の状況」について。本区の出生数は減少傾向で推移していたが、特に令和元年に急激な減少に転じている。
- 合計特殊出生率は、区部や東京都の水準よりは高いものの、全国平均からは下回っている。平成23年から令和2年までの推移を見ると、それまではほぼ横ばいであったものが、出生数と同様に令和元年に急激な減少に転じている。
- 3ページ目、「(3) 女性労働力率」について。女性労働力率は、平成27年の国勢調査時点で大きく上昇していたが、令和2年調査ではさらに上昇しており、特に子育て期に当たる25歳から44歳の女性の5歳階層別労働力人口は、前回調査より上昇している。
- ここで訂正させていただく。ただいまご説明した女性労働力について、平成27年の数値が第二期計画に掲載のものと、今回提示した資料で差異がある。このことについて、国勢調査の公表数値を基に計算方法を精査したところ、第二期計画に掲載している数値に算出誤りがあった。正しくは、今回お示しした数値となっている。お詫び申し上げますとともに、見直し計画では正しい数値での掲載を心掛けていく。
- 4ページ目、「(5) 教育・保育施設数等の状況」について、令和4年4月1日現在のものに更新。認証保育所の満3歳以上を除き、全ての教育・保育施設において在籍数は定員数を下回っており、特に満3歳以上の定員に余裕がある状況となっている。
- 5ページ目は、教育・保育施設の利用の推移となる。幼稚園と保育所等の利用率は、平成30年度は同じ率だったが、それ以降、幼稚園の利用率は減少傾向を示しているのに対し、保育所等の利用率は増加傾向を示している。

会長

- 事務局の説明に対してご質問、ご意見を願います。
- なければ、次の議事へと進む。

(1) ② 乳幼児人口推計の見直し(案)について

会長

- 議事(1)②について、事務局より説明をお願いします。

事務局

(資料2「乳幼児人口推計の見直し(案)について」概要)

- 資料1ページ目の「1 乳幼児人口の乖離の状況」に記載の通り、0から5歳児の乳幼児人口は令和4年度時点で、第二期計画における推計値よりも2,805人少なくなっている状況である。
- 乳幼児人口の推計について、第二期計画では、「2 乳幼児人口の推計方法」に記載の通り、過去5年間における人口実態を基に、コーホート変化率法により0から5歳児の推計を行っているため、今回の見直しにおいても同様の手法を採って推計を行う。
- 0歳児については、15歳から49歳の女性人口に対して、0歳児の人口がどれぐらいの割合を占めるかという婦人子ども比を用いて推計を行う。詳細な算出については、2ページ目上段に書いてある図に記載の通りとなっている。
- このほか、計画期間内の大規模マンションの建設による人口増についても加味する必要がある。「(3) 大規模開発による補正」に記載の通り、第二期計画の期間中である令和6年度までの大規模開発等の状況は、新小岩駅東南口のファミリー世帯向け分譲マンションの建設1件のみの予定である。
- これらの考えのもとに人口推計を見直したのが、「3 第二期計画見直しにおける乳幼児人口推計

(案)」である。0歳児のみ、新型コロナウイルス感染症拡大によって変化が大きく見受けられたために、ここだけ令和3年と4年の婦人子ども比の平均を用いて、コーホート変化率法により推計人口を算出した。加えて、新小岩駅東南口の再開発における新築マンションの竣工による乳幼児人口の増加を推計し、補正している。

- 3ページ、「(2) 見直し後の乳幼児人口推計値」に記載しているのは算出の結果で、各年齢において人口減少の傾向は続き、前年度と比較して令和5年度は509人、令和6年度は541人、0から5歳児人口が減少する見込みとなっている。
- 子ども・子育て会議に先立ち、子ども・子育て作業部会というものを2回開催している。その中で、他自治体の状況についても個別に調査したため、その内容についてもご報告させていただく。
- 乳幼児人口の推計方法ないし、次の議事となっている量の見込みの計算方法について、他自治体がどのようになっているかを、墨田区、江東区、足立区、江戸川区と、区として状況が似ている松戸市の状況についてヒアリングした。
- 二期計画の見直しに関しては、実施する予定の区が江東区と松戸市で、乳幼児人口の推計に関して、葛飾区とは別のコーホート要因法を用いて、人口の推計を出しているという回答が得られた。
- 乳幼児人口の推計について、実際に新型コロナの影響をどのように加味するかというところを一番着目し、各自自治体に聞いてみたが、やはりこれといったいわゆる計算の方法や根拠というものが存在せず、それぞれ区・市のほうで、なかなか困っているような状況ではあったが、やはり新型コロナの影響というところを加味しないと、乳幼児人口の推計は出せないだろうと回答をいただいている。

会長

- 事務局の説明に対してご質問、ご意見を願います。
- 実態として、かなり数が下方になっており、どうしても令和5年度・6年度の推計値を下方修正しないといけないという局面になっている。それを、どういう計算式を用いて下方修正するかが、今回の議論になる。
- 区と作業部会のメンバーは、今説明があったような方法で、令和5年、令和6年の推計値を出そうということで、今回ご提案させていただいている。
- 松戸市と江東区と葛飾区は中間見直しで修正をするが、葛飾区の場合は新築マンションが1件のみである。そこで増減する要素というのは、地域的、局地的には多少あるが、全域には至らないだろうということで、江東区や松戸市とは異なるやり方を今回採るということになっている。

(1) ③ 量の見込みと確保方策の見直し(案)について

会長

- 議事(1)③について、事務局より説明をお願いします。

事務局

(資料3「量の見込みと確保方策の見直し(案)について」概要)

- 教育・保育を必要とする量の見込みについては、第二期計画では「子育て支援施設の利用希望等に関するアンケート調査」というものによりニーズ把握を行い、ひとり親、両親ともフルタイム働き、どちらかはパートタイムなどの潜在家族類型と呼ばれる種類の割合と、教育・保育施設の利用意向率を導き出した。
- ここではその2つを掛け合わせたものを便宜上、「教育・保育需要」と呼ぶが、その需要に二期計画当初の推計児童数を掛け合わせ、いわゆる教育・保育の必要量、ニーズ量を算出した。それが資料1ページ目、「1 第二期計画における算出方法」に記載の通りの計算式となる。
- 今回の見直しにおいても、この計算式に基づいて算出したく考えているが、①第二期計画策定当時とは推計児童数と実際の児童数に乖離があること、②女性労働力率の向上や新型コロナウイルス感染症拡大の影響などにより、教育・保育需要が変動していること、この2点を解消して、量の見込みを見直していく必要がある。
- 「2 第二期見直し計画における算出方法(案)」に記載の通り、推計児童数の補正と教育・保育需要の補正を掛けることで、見直し後のニーズ量を算出する計算方式を検討した。①の推計児童数の補正については、先ほど説明した乳幼児人口の推計値を用いる。②の教育・保育需要の補正

については、2ページ目、「3 教育・保育需要の補正方法」に記載している。

- 平成30年度に行ったニーズ調査を基にするには、現在の教育・保育需要の変化を反映させる必要がある。そこで、元々の計算方式の推計人口の部分、令和4年4月1日現在の実際の児童数に置き換えて令和4年度の仮定のニーズ量を算出した。それに対して、実際に今、施設の利用者数に基づいて令和4年度中のニーズ量を比較することで、第二期計画策定時点における教育・保育需要の補正值、いわゆる差異を算出することとした。その結果が、4の「量の見込みの見直し(案)」になっている。
- (1)の「教育における量の見込みの見直し」について、量の見込みとしては、太字で囲んでいる部分になるが、令和5・6年度ともに3から5歳児人口の減少及び、先ほど議事の1でも説明したが、教育利用の減少というところも反映しており、現行計画よりも約1,000人少ない見込みとなっている。
- 「(2)保育における量の見込みの見直し」について、資料1の5ページ目のグラフでもご確認いただけるが、乳幼児人口が減少している一方で、保育需要は増加傾向にあるというようなグラフで説明をさせていただいた。しかし、算出した結果、教育の量の見込みと同様にほぼ全てのエリアの支給認定区分において、現行計画よりもニーズ量は少なくなる見込みとなっている。
- 西部エリアと南部エリアについては、満3歳以上の部分が当初計画よりも多いニーズ量となっている。これは、平成30年度当時のニーズ調査と実際の施設の利用意向に大きく差異があり、現在の保育需要を正しく反映したためである。
- 先ほどのニーズ量の見込みを基に、各エリアの教育・保育においてどれだけの定員確保が必要になるかを算出したものが、4ページ目の「5 確保方策の見直し(案)」となる。こちらは、総括表としても確認いただけるよう、乳幼児人口の推計値、量の見込み、確保済み定員の見込み、不足する定員量、令和4年4月時点での乳幼児人口と施設の入所者数を記載している。
- 「(1)教育における量の見込みと確保方策の見直し(案)」においては、令和5年度・6年度の量の見込みが、満3歳以上は太字で囲んでいる部分の4,099人、令和6年度3,931人であるのに対し、次年度当初における定員の見込みが、認定こども園1号では845人、幼稚園で5,430人、合計だと6,275人であるため、不足する定員は0人。すなわち現状のまま定員は確保できているということになる。
- 下段の「(2)保育における量の見込みと確保方策の見直し(案)」についても、全てのエリア・年齢において、見直し後の量の見込みを、今後の保育定員の見込みが上回っているために、不足する定員は0人。すなわち、現状のまま定員は確保できているということになる。

会長

- これまで想定していた母数と現状が大きく異なり、推計値は下方修正しているというところで、保育の需要がどの程度見込まれるのかという話になった際に、幼稚園も含めて修正し、この数字が出ている。一部の地域では増加が見込まれるが、それを含めても新たな不足定員はないため、今後整備する必要は特にないだらうとのことであった。

委員

- 質問だが、資料2ページの4(1)の教育における量の見込みと、(2)の保育というのは、教育というのは、すなわち幼稚園やこども園で、保育というのは保育園で合っているか。

事務局

- ご認識の通り、教育の部分はいわゆる幼稚園と、認定こども園である。認定こども園については1号・2号・3号に分かれているが、その1号部分が幼稚園に当たる部分である。
- 保育の部分は、認可保育所をはじめとする2号・3号というところで、認可保育所や地域型保育事業所、認定こども園の2号・3号部分となっている。

委員

- 2点ほど質問がある。1点は、1号・2号・3号の人数がある中で、新2号といういわゆる1号認定でいながら保育認定を受けている方はどこに入るのか。もう1点は、幼稚園の定員が資料3の5に出ているかと思うが、幼稚園の定員の変更の状況や、変更希望に対しての区のスタンスなどがあれば教えていただきたい。

事務局

- 1点目の、いわゆる新2号が1号・2号のどちらに入るかという質問について。こちらに関して

は、明確に新2号が何人というような定員の量の見込みを計算しているわけではなく、1号の中に入るものと捉えている。

- 2点目の幼稚園の利用定員について。従来型の園だと、設立時の定員をそのまま維持しているが、新制度に切り替わった園については運営費に直接影響するため、そういった設定をして、変更してやられている。全体的にはそういう状況になっている。
- 区のスタンスについては、幼稚園の利用定員、また、在園児数についても、助成含めて、はっきり申しますと少なくなっている状況がある。こういったところも、区としては非常に懸念しているところであるが、状況を踏まえながら、また幼稚園の方々といろいろと話し合いながら、必要な対応については検討していきたいというふうに考えている。

委員

- お子さんが減っているというのはもうわかった。これからはしばらく減っていくのではないかとということもわかった。この急激に減っている現状を、やっぱりいろいろな不都合が出てくると思うが、新たに何か動くとか、行政として何かそういったことは考えているのか聞きたい。

事務局

- 減っている現状について。これまでは区として待機児対策だとか、そういうところに取り組んできたが、今後は保育の質だとか、そういったものをいかに高めていくかについて、保育所を運営されている皆様と相談しながら、どんなことができるかについて、丁寧に話し合っていく必要があると考えている。
- 今後の課題になるが、区として、若いカップルの皆さんとか、若い世代の皆さんに注目をして、少子化になっている現状についてどんな原因などがあるのかとか、あるいは区としてどんな施策を打ち出せば、子どもを持ちたいという方が増えていくのか検討が必要だということで、議論を深めているところである。

委員

- 自治体によって、動いているところは既に動いていて、という現実もあるので、いろいろと見ていただいて、積極的に動いていただければという希望はある。

会長

- 委員に伺いたいが、今おっしゃった質問の意図というのは、今ある若い世帯とか、今子育てしている世帯とかが、もっと充実していけばいいなという方向性なのか、それとも、確実に流出しちゃった人口がいるわけで、その人たちが寄って来たらいいなという方向性なのか、どちらか。

委員

- 両方食い止められればいいなという部分はある。日本は、子どもが産まれる数がほとんど婚姻数と比例しているので、やっぱり婚姻を増やしていければ。ということは、若い人たちが少しでも子育てに対してポジティブになれるような施策とか、子どもを産みたいと思うような環境、当然、葛飾区だけではできない部分はたくさんあるが、実際に自治体として動いて、そういったことが成功している自治体もある。
- あとは、1人だけじゃなくて、2人目、3人目を産みたいなっていう夫婦が増えれば、当然お子さんの数も増えていく。お子さんの数が増えて、遊んでいるような姿を見ることができれば、今よりもっとハッピーになると思っているので、自治体として動ける部分は動いてほしいと思う。
- 流出についても、やっぱり細かい部分で、今子育てしている人と行政側の制度的なものがマッチしていない部分があると思うので、その辺りを少しずつでも埋めて、子育てし続けたいなっていう地域にしてもらえると、とてもいいかなと思う部分はある。

会長

- それでは、ぜひ今の話を記憶に入れながら、ご検討を。
- これから後半戦で、今日は保育の需要の話になるが、ほかの子育て支援の見直しみたいなのところも議論になってきますし、新たな計画の策定もこの会議でやっていくことになるので、その辺りでまたご意見をいただければと思う。

(2) ① 第37回会議でのご意見について

会長

○ 議事（２）①について、事務局より説明をお願いする。

事務局

- 前回の第 37 回子ども・子育て会議の後に、委員から葛飾区の子ども・子育て支援事業について、4 点ご意見を頂戴しているため、この場で回答させていただく。
- 1 点目、子育てひろばの運営について。予約制の廃止や利用時間を長くする等、柔軟に開放してほしいという意見をいただいた。理由としては、当日の子どもの昼寝の時間が読めずに、午前中のピンポイントでの参加が難しかったり、ひろば（子育てひろば「いろは」）の予約が 9 時から開始だが、9 時 10 分頃にお電話しても、既に埋まってしまっていたりという状態で、利用したいのに利用できない現状がある。ふらっと気軽に行けるからこそ、そこで親も子も息抜きをしたり、気軽に家庭での孤独感を無くしたりするためにも、もう少し柔軟に、オープンに開放いただきたい、というようなご意見をいただいた。
- お話があった子育てひろば「いろは」については、新型コロナウイルス感染症対策のために午前の利用は予約制としており、利用者数を 15 組程度と制限して運営を行っている。ほかの子育てひろばについても、基本的には予約不要のところが多いが、同じように新型コロナウイルスの感染症対策として、現在は予約制となっているところも一部ある。そのような中で、各施設は、多くの子育て世帯の皆様が安全に安心してご利用いただくために、利用時間や利用人数を工夫して運営しているところである。
- しかしながら、委員の意見のとおり、ふらっと気軽にとすることは、子育てひろばを利用する上でも重要なことだと考えているため、地域の子育てひろばが情報交換や相談の場として、子育て中の皆様にとってさらに活用しやすい施設になるよう、ひろば同士の情報交換、情報共有の場を設けるなど、区としてもサポートしてまいりたいと思っている。
- 2 点目、父親の取るだけ育休の改善について。NPO 法人等で開催されているような男性向けの育児セミナーや家事セミナー等の内容を、ゆりかご面接時や出生届提出時、または集団健診時や予防接種時などに、父親に説明・ヒアリングを行い、セミナーへの参加を義務付けてほしいという意見をいただいた。理由としては、育児と家事は紙一重で、赤ちゃんのお世話をするだけが育児ではない。その他の家事もしないと、夫婦関係はうまくいかない。「名もなき家事」という言葉も生まれており、直接育児する以外でも、いろいろやることはある。特に産後の母親はしばらく体も心も不安定なため、パパにはできるだけ赤ちゃんを母親が安心した日々を過ごせるよう、名もなき家事名人になってもらえたら母親としては心強く、また感謝の気持ちも生まれるのではないかなと思う、というようなお話だった。
- 母親から父親に、産後の体調のことや赤ちゃんの受け入れ準備のこと、また、産後の家事・育児の分担について説明するのではなくて、専門家などの第三者の方から、父親が直接話を聞く必要性を感じているので、例えばそれが任意参加となると、元々関心のある方や気遣いのある方だけが参加して、聞いてほしい人には届かない、そのようなこともあるので、義務がいいと思うところのご意見だった。
- 委員のお話にあるように、育児だけではなく、家事の分担というところも子育てにおいては重要だと考えているが、家庭内の役割分担や、多様化する婚姻の形や考え方があることから、父親へのセミナー参加を義務付けるということは難しいということが現状である。しかしながら、区で実際に実施しているパパママ学級に出席したパパに向けて、積極的に家事・育児へ参加するよう講師からお伝えしたり、ゆりかご面接の場でお話をお伺いする中で、父親の家事参加がどれだけ母親の負担軽減になるかを、ゆりかご保健師という保健師が説明したりしており、区としては、諸々の機会を捉えながら、ご家庭の状況をお聞きしつつ話をしているところである。
- また、民間の育児セミナーや家事セミナーの内容を、区の事業の中で父親に説明するというのは、講師の方のご理解や著作権の問題等もあるので一筋縄ではいかないが、例えば、男性の家事・育児参加に関する講座を一覧にしてゆりかご面接で配付するなど、区としてきっかけづくりをしていくことは可能だと考えているので、今後も引き続き父親の家事・育児参加の意識啓発を行っていく。
- 3 点目、学童保育について。学童保育の拡充について、例えば空き教室の利用や、民間学童利用時の補助金の支給、在宅勤務で学童の利用を控えている家庭の交互利用など、校内学童設置以外の対応方法について検討してほしいという意見をいただいた。理由としては、校庭内に学童等の

施設が設置されて校庭が狭くなってしまったために、思う存分に遊べなくなったというような子どもたちの声を聞いた。敷地にも限界があると思うので、空き教室が利用できるというふうな考えている。また、民間学童は送迎付きのところもあるが、高額なためになかなか利用が難しいので、補助が出ると利用の幅も広がるのではないかと。

- 交互利用というところで、テレワークや週休3日制が導入されるような社会的背景があり、昔と比べると学童も週5で使うのではなく、お休みするような日がある子どもたちも増えているのではないかと感じているところから、そういった休みのところをうまく活用して、交互に利用することで待機児童が減らせないものかと思った、というようなご意見であった。
- 葛飾区では小学校内に学童保育クラブを整備することで、子どもたちの放課後等の安全・安心な居場所づくりを行っており、整備する際には、受け入れ人数の拡大も図っている。また、放課後使用していない教室や、空き教室を活用した学童保育の受け入れ人数の拡大についても、学校の協力を得ながら取り組んでいる。今後も学童保育クラブの入会人数や教室使用の状況等を見極めながら、受け入れ人数の拡大等、学童保育クラブの拡充について検討を進めていく。
- 4点目、児童相談所の名称や子ども向けの各相談窓口のパンフレットなどについて。漢字ではなく平仮名で、難しい言葉は使わない。絵などを使ってポップに、子どもがふらっと立ち寄れるような看板を設置する等、子ども目線で考えてはどうかという意見をいただいた。理由としては、児童相談所という名称が、子どもや保護者にとってハードルが高く、足を踏み入れにくい場所という感じがする。足を踏み入れにくいと感じてしまうと、なかなか相談したくても行くことができずに、生きづらさや悩みを抱えている子どもや保護者が、自ら相談しようと思えるような場所になかなかないというところで、わかりやすく開放的で明るい窓口であるといいなと思ったというところであった。また、小学校で配付される子どものための相談窓口のパンフレットも、保護者からの説明を不要とするような書き方でないと、虐待や性的被害、いじめなどの子どもからのSOSを拾えないのではないかとというような意見であった。
- 児童相談所の名称については、複合施設の中に児童相談所を設置している場合、意見にある通り愛称を付けている自治体があることは承知している。しかしながら、本区の児童相談所は単独で設置している。愛称は、その施設を身近に感じさせる効果が期待できる一方、その施設の役割がわかりづらくなる場合があるものと認識している。児童虐待の未然防止を主な役割としている子ども総合センターとは異なり、児童相談所は、支援する家庭に対して法的介入ができる強い権限を持つ施設である。そのため、名称については、役割の周知を果たすことがまずは大切なことと考えている。
- パンフレットについてだが、漢字ではなく平仮名で、難しい言葉は使わないなど、子ども目線で考えたパンフレットを作成することは大切なことと認識している。そこで、児童相談所を先行して設置している自治体のパンフレットやホームページを参考に、全体的に平易な表現を行っていくことや、QRコードを活用した子ども向けの専用ホームページを作成することなどについて検討している。

会長

- 少し長かったので整理すると、1つ目が、子育てひろばの運営について、もう少し予約しやすしたり、枠を広げてもらったり、時間を長くするなど、何か考えてほしいということ。2つ目が、父親の育休について、セミナーとかそういったものの参加を促進したらどうかということ。3つ目が、学童保育の拡充について、校内学童以外の選択肢も設けてはどうかということ。4つ目が、児童相談所の敷居をもう少し下げて、子どもからも親しみを持てるような場になるよう工夫してはどうかということ。以上4つの意見に対して、区の回答があった。

委員

- 私も講師を少ししていたことがあるので、パパママ健診についてちょっと話をさせていただく。時期的には、妊娠中のお父さん・お母さんというのを対象にしているのでも、そこしかたぶんまだないのではないかと。それではだめで、実際に妊娠している時期に、男の人がそのことを理解するっていうのはなかなか難しい。実際に子どもが出てきてから、そこで初めて気が付く。その時点で、やっぱりテコ入れをしなきゃいけない。これはまだ区の体制としては、不十分だと思う。
- パパにお話をするようなここかの機会っていうのは、妊娠中だけではなくて、産まれたあとでも

やらなくてはいけないだろうと思っている。正直、僕も小児科医を長くやっているが、お父さんの体制は随分変わった。昔は、子どもを連れてきても箸にも棒にも掛からないような、お母さんから言われたことを、ただただメモ書きにして僕らに伝えるというのがあったが、今のお父さんたちはそうではない。やっぱりそれなりにやってあげれば、たぶんニーズが湧いてきて、いろんな形でいけると思う。だから、そういうところを充実していただきたいと思う。

- 今、いろんな施設の定員の問題があって、コロナ禍の中で非常に苦労されているところは区も大変だと思うが、ウィズコロナの中でどういうふうに解消していくのかというのは、やっぱりこれから考えなきゃいけない。ただ、現状、子どもたちはワクチンを打っていないので、もの見事にたくさん出てきている。毎日のように、10人前後の陽性が出るという状況である。一般の開業医でそんなことが起こっている状態。9月になって学校が始まり、保育園が始まるとまた増えるかなというところであるが、その辺を含めて、元の体制に戻していくための何らかの方策はやらなきゃいけない。
- 子どもたちはかかっても基本的には重症化は非常に少ない。2日間ぐらいあれば熱は下がってしまうというのが現状である。その辺も踏まえて、普通の風邪という考え方、これは政府が5類にすれば全て物事は解決するけれども、まだ5類にする気はなさそうなので、その辺の中でもう少し見直しをして、例えばそういうところの予約の人数も多少は入れる。ただ、入れる以上は、全ての保育園も幼稚園もそうだが、感染症というのは常に付きまってくるので、そのことをしっかり認識していただくということも重要だろうなど、医者としては思っている。しかし、子どもというのは、感染症の中である程度ウイルスをもらいながら育っていくというものもあるので、問題はやっぱり非常に弱い子どもたち。そういうものにかかるといけない子どもたちと、多少かかっても平気な子どもたちの2通りあるので、その大多数の人たちはかかっても大丈夫だろうと思うが、そういう人たちに対する配慮というものを考慮した上で、この辺を緩めていくという体制をつくっていただくというのが、これから必要になるのかなあと思う。なかなかこれは難しい話だが、そういう形でお願ひできればと思う。

会長

- 思いがけず専門家からの貴重なお話を伺えて、すごくいい勉強の時間になったと思う。事務局は、今の意見に対してどうか。

事務局

- 産まれた後が大事だという話をいただいたので、ゆりかご面接の部分だとか、そういったところを共有したいと思う。今、人権推進課でも父親講座などをいろいろやっているが、ゆりかご面接などで「こういう講座をやっています」みたいなチラシを配るようなことを、あまり十分にできていなかった。産まれたあとのお父様への面接のときにも、そういった案内を配るなどして、工夫していきたい。
- もう1点、ウィズコロナのところでお話をいただいた。我々としても、1月最初のオミクロンが出たときの人数制限みたいなものをずっと守っていくという話ではなく、この間、みんなで経験してきたことを踏まえて、基本的には緩和をしていくというような、元に戻していく方向だというふうには思っている。しかしながら、今、話にあったように、いざかかったときに、じゃあそれをどうケアしていくかとか、かかっちゃいけないお子様への配慮の点でどうするかっていうところなどは、今、専門的な見地から大変大事なお話をいただいたので、基本的には元に戻すためにはどうしたらいいかというところを踏まえつつ、いざかかったときにはどうしたらいいかっていうようなところも考えるというような方向でいきたいと思っている。その中で、先ほど子育てひろばについて、いろいろな子育てひろばの中で「こういう取組をしていますよ」というところをみんなで話し合うような会議なども区として設けていきたいと思っているので、今いただいたお話なども共有しながら、進めていきたい。

会長

- 気軽に見られる動画とかいろいろ。あとは、現場も、現場任せにしてくれているのは葛飾区の良さだと思う。他区なんかはもっと規制が厳しいままでひろばをやらないといけないので、その中で、自主的に考えてやっていいよって言っているのは度量の広さだと思う。かといって、感染したらどうしよう、みたいな不安もあると思うので、今、きちんとしたガイドラインというか方向性みたいなものが、現場に示されるとやりやすいのではないかなあという気もした。

委員

- 先ほど、パンフレットのところで「子どもが読みやすいような形でお作りになっては」というお話だったが、葛飾区内でも、地域差もあるのかもしれないが、外国にルーツを持つ子どもたちが非常に増えているように聞いている。両親のどちらかが日本語の理解が難しいというようなところでの、理解しやすい日本語。ちょっと役所の文書って難しくなりがちじゃないですか。大人向けだから難しい言葉を使うということではなく、誰にとってもわかりやすい言葉で発信していくというのでも大事なのかなと思う。
- また、やはり若い保護者だと共働きで忙しく、なかなかチラシなどが配られても右から左という部分もあるかと思う。いろんな媒体を使いながら、特にネットを多用される方って、正しい情報に行き着いていれば良いが、なかなかそういったところに届かないで、デマじゃないけれども、ちょっと違ったようなところに誘発されてしまう方もいるので、そういったところでの発信も多くしていったほうがいいのかという気がした。

委員

- 児童相談所のことについて。今は、青戸の子ども総合センターや都の足立児相から園に問い合わせが入ることが多い。葛飾に児相ができたことで、子ども総合センターの役割と都がやっている足立児相、それから葛飾児相の、それぞれがどういう役割になっていて、現場で何か問題が起きたときに最初はどこにどういうふうな形で相談すればいいのか。また、通報義務とかそういうのが明確になってきたので、たぶん区民の方も随分子ども総合センターにはいろんな相談に行っていると思う。そこのところが、子どもを預かっている施設や住民の人たちに、もう少しきちんとわかるようなものが、児童相談所のパンフレットは別に必要なのではないかと思った。

事務局

- まず、今、青戸にある子ども総合センターというところと児童相談所については、話にあった通り、東京都の足立児童相談所が葛飾区と足立区を担当している。区が児童相談所を設置するとき、いわゆる子ども総合センターの役割をしているところを統合することもあるが、葛飾区においては、子ども総合センターは今ある場所に残したまま、基本的に同じような機能を持たせるというふうに考えている。併せて、東京都の足立児童相談所が担っていた葛飾区分について、葛飾区児童相談所が児童相談所機能を果たす。それぞれ別の場所にありながら、子ども総合センターと児童相談所がそれぞれの機能を果たしていくというところがある。
- 大きなところで言えば、子ども総合センターについては基本的に地域に寄り添った支援。虐待のケースなどがあって、場合によっては法的な介入、一時保護しなければいけない、施設に入所させなければいけない、そういった法的権限を行使する場合は、今までは葛飾区の子ども総合センターではできず、それは東京都の足立児童相談所をお願いをしてきたところである。それが、今回葛飾区で児童相談所ができることによって、今まで東京都の足立児童相談所をお願いしていた法的権限のところについて、葛飾区の中でできるようになる。併せて、距離的なもの。今までは、足立児童相談所に葛飾区のお客様が相談に行くということについては、物理的にもかなり距離が遠かったと思う。それが区の中に設置されるというところで、物理的にも近くなるし、気持ちの面でも近い所で設置をされるということになる。
- 2点目、相談の際、どちらに相談したらいいのかということについて。基本的に虐待等について、どちらでないといけないっていうことはないが、大きな役割分担として、子ども総合センターは、地域でその保護者と子どもが生活し続けるための支援というところに一番力を入れている。そのため、ちょっとした困りごとや身近な相談、ちょっとした虐待であれば、まずは子ども総合センターのほうに連絡を入れていただきたいと思います。子ども総合センターの中で、虐待の内容や関わりということについて、地域だけではなかなか難しく、少し専門的、あるいは法的な介入・支援が必要であろうというところになると、子ども総合センターから児童相談所に、「こういうケースがあるので、ここから先についてバトンタッチをしたい」というような話がある。まずは通告先として子ども総合センターと考えているが、もちろん最初に発見した時点で酷いけがを負っているとか、これは大変だというときは児童相談所に連絡をするとか。相談してはいけないということは全くありませんが、そういったような大きな区分けとなっている。
- パンフレットは先ほどの話で、広報とか啓発についても、今、児童相談所を開設するにあたっていろんな準備をしているところであるが、お子さんだけでなく、本区には外国籍の方もたくさん

いることは承知しておりますので、そういった方々に対してきちんとわかりやすく周知をして、利用しやすい児童相談所を目指し、準備しているところである。

委員

- 父親の件。義務は難しい、それはわかるが、いろんな問題の要因の一つとして、父親が子育てに関わっていないことが非常に多くなっているの、できる限り。例えば離婚とかも、赤ちゃんのとき、すごい小さいときに離婚しているのが、どういう方か。あとは熟年離婚。先日話題になっていたが、熟年離婚の割合が増えている。その原因の一つも、やっぱり一緒に子育てできなかった、してくれなかったっていうのが原因の一つになったりするので、意外と子育てだけに関わらず、シングルマザーを少しでも減らすとか、そういったことにも寄与してくる、いろんな部分で予防できる部分でもあると思う。例えば、中年以上の男性の居場所がないとか、そういったのも、結局、子育てに全く関わってこなくて、会社を辞めたらそのままどこにも居場所がなくて、奥さんは奥さんで夫源病になってとか、そういったことにも関わってくる部分でもあるので、義務は難しいのはわかるが、そういった原因の一つでもあるよというのは、いろんな統計だとかそういったのははっきりしているの、本当に今以上に力を入れてやったほうが、ほかの部分の予防に対してもすごくいいので、さらに力を入れていただきたいと思う。
- 学童について。いろいろ空き教室とかそういうところでもあるが、保育園から上がって学童を利用するパターンがほとんどで、保育園を卒園して小学校に入った途端に、今まで7時とか8時まで預かってもらえていたのが、学童は6時ぴったりに終わる。保育園を卒業するとだいたい親の時短勤務とかそういったのがなくなるパターンがすごく多くて、その途端に、学童で6時までしか預かってくれない。そうすると、今までの生活をものすごく変えないといけない。
- これも何度か言っているが、30分とか1時間のギャップがかなり大きくて、それこそ7時まで預けていたものを、6時までには絶対行かなければいけないってなると、働き方も変えなければいけないし、それも時短勤務ができなくなっているにも関わらず、今までより早く帰らなくてはいけない。その負担が母親にほとんど行くので、やっぱりかなり厳しくなる。それを理由に、もっと民間の学童が充実しているような区に引っ越すことも実際にある。そして、今も夏休み中、これも学校だと8時ぐらいにみんな子どもたちは家を出てくれるが、学童は8時半からじゃないと預からない。8時半の前に門の前で待たせてしまう。そうすると、朝、1年生とかだと、最後、鍵閉めて出すのはちょっと不安だからということで、親が出勤時間をずらさなければいけないとか、そういったことも発生している。そこが30分とか1時間なんですよ。その差を埋めるだけでも、かなり子育てしやすくなるはずなんですけど。いろいろな事情があるんでしょうけど、これは何回もこれまでも言っていて、一向に変わってくる気配もないので、ぜひそのギャップ、そこを少しでも埋めてほしいなという部分はある。

事務局

- 区としては、これまで以上にゆりかご面接などでお父様・お母様の話を伺う中で、父親の家事参加がどれだけご家庭の家事の負担軽減になるかっていうことを保健師が説明し、いろんな機会を捉えて家庭の状況をお聞きしながら、こういった家事の参加もできるんじゃないかというようなことを粘り強く話していく中で、今いただいているような問題にも繋がっていくということも念頭に置いて、連携してやっていきたいと思っている。
- 学童の時間の関係について。保育園から上がったときに、時短勤務がなくなる中で6時に迎えに行かなければいけないとか、夏休みの8時、8時半の問題とかもいただいた。そういった中で、なかなか進んでいないっていうところも現状ではあるが、こうした理由によってほかの区に移ろうというのではあまりにも悲し過ぎるので、どんな方策ができるのか多面的に考えていきたい。

会長

- 例えば社会実験じゃないけど、1施設ぐらい時間を延ばしてみても、それでその効果を測るとかっていう作戦もあるし、さっきの父親の話だと、YouTube 配信とかでアクセス数をカウントしてみるとか、あと、参加したら何かご褒美じゃないけど、500円のQUOカードをあげるとか。あるいはパパ同士の話し合いとか、いろいろなやりようがあると思うので、総合的にやってみてどれだけ参加したかどうなのかは、一度やっぱり確認する必要があるかなと感じた。

事務局

- 民間の学童クラブの説明になってしまうが、補足をしたい。いわゆる学童クラブというのは、国

の基準でいうと放課後児童健全育成事業で、この中では厚労省の省令で設備及び運営に関する基準がある。この基準の中で、夏休みではない、いわゆる通常の小学校がある場合は、1日につき3時間という基準があり、これが一つの目安となって6時というのがある。

- 今、民間の学童については6時で終わっているところはない。最低でも7時、遅いところは8時まで預かっている。民間の学童のほうがやはり同じ保育園の法人がやられているので、保護者のニーズというのを非常に十分熟知している。6時で終わっては保護者の方が迎えに来づらい部分もあるので、私立に関しては最低7時、遅いところは8時までやっている。
- 区としては、公立から民間に学童を切り替えていくということで、今事業も進めている。実際に来年度も1学童、公立から私立に切り替えて、サービスの拡充も含めて、区としてそういったご要望にお応えしていきたいというふうに考えているので、よろしくお願ひします。

会長

- 民間移管の際がチャンスだというのは、どこの業態もたぶんそうなので、そのところで要素が加わるかどうか、検討の余地があるかと思う。

委員

- 児童相談所の名称、愛称みたいなものが、あえて設けないというような話だったが、私個人としては作っていただきたい。できれば、子ども総合センターについても、ちょっと読みやすい名前があるといいかなと感じている。
- 何か起こったときに、どこに電話したらいいのかわからないっていう経験があり、「これ些細なことだから、わざわざ電話しなくてもいいのかな」とか、「こんなことがあったんだけどどうしよう」と思ったとしても、例えば、虐待案件のお子さんだと、そのお子さんのプライバシーの問題とかがあって、仲のいいママさんに相談したりなんかもできないし、すごく困った経験があった。そのとき学校には連絡したが、たぶん男女で認識が違ったので、「学校のほうでは問題ないので」みたいな感じのことを言われてしまって、自分はちょっと納得いかなかった。でも、学校にも電話したし、保護者にも伝えたし、どこに連絡すればいいのかわからないっていうことがあって、すごく困ってしまったことがあった。
- 例えば呼びやすい名称などが頭の中に少し残っていただけでも、何か起きたときにそこを結び付けられるのではないのかなと思った。そういったことを、小さなことから少しずつ徐々に変えていければ、大きくなる前に予防して止められると思う。目的がわからなくなってしまうのと表裏一体ではあるかもしれないが、子育てをしている身からすると、そういった名称があったほうがどこに相談すればいいかがわかりやすいので、つくっていただきたいと思う。

副会長

- 近隣の自治体の例だが、例えば江戸川区の児童相談所の場合だと、「江戸川区児童相談所はあとポート」という形で、制度としての名称は前に出しておいて、後ろに愛称として。はあとポートの場合は、子どもから公募したかどうかかわからないが、親しみやすい名前を付けていくという手法を、江戸川区なんかは採っている。あと、いろんな江戸川区の独自事業だとか、そういったものも制度名だけで出していくと、わかる人にはわかるが、市民の皆さんとかにはちょっとなかなかとっつきにくいというものに関しては、後ろに全部「ちょこっと応援隊」とか何かそういった形の親しみやすい名称を付けて。本のタイトルでは、メインのタイトルとサブタイトルという、そんな感じのところでされているので、どっちかっていうことではなくて、併記をしていくという、そういった形に対応してもよいのではないのかなと思ったりもした。
- 江戸川区と同時に世田谷区でも、初めて区立で児童相談所をつくったところだが、世田谷区の場合はYouTubeを使って、完全にお子様向けに、「新しく世田谷区に児童相談所ができました」、「何でもお話していいですよ」ということを、わかりやすいアニメーションを使って語り掛けるように10分ぐらいで広報しているし、そういった子ども向けのYouTubeなどを。あるいは日本語がちょっとつたない方でもそういったものであれば、どんなことを児童相談所がやっているのかっていうことがよくわかるようにできているので。小学校1年生ぐらいであれば十分内容がわかるような、そういったところで作っていくという方法も一つあるのではないかなというふうに思った。そうしておけば外国籍の問題など、その辺りのところもかなりの部分でカバーできるのではないかなというふうに思う。

委員

- 児相関係の話で、患者さんで結局児相がらみになる方、それか、子ども総合センターに入る方っていう2通りがやっぱりある。一応、今の葛飾区の体制の中で子ども総合センターっていうのがあって、そこが一番最初の形になっているので、それがわかりやすく一番相談しやすいほうがいいんじゃないかと。
- 児相っていう言葉がちょっとでも、一つでも入っていると、その対象となった方っていうのはものすごい警戒をして、本音を言わなくなるとかいろんなことが出てくる。患者さんの的にはかなり問題の症例もたくさんあるけれども、やっぱりそういうところがあるので。児相はやっぱり重たいですよ、正直申し上げまして。その点で、子ども総合センターを残すのであれば、そののころをもうちょっと幅広く、相談の窓口として開かれるような体制をうまくつくっていただくほうがよろしいのかなと。児相は力があるので、子どもを親から引き離すことができる。だから、やっぱりものすごく重いものがある。
- それから、当初の虐待事例とかいろんなトラブル。いじめ事例とか、そういうのもちょっと検討しているところがあるけれども。入っているけれど、そういうところの症例も非常に最初のうちは軽微なところと、それから、最初の初期対応の悪さですね。大体その辺が問題を大きくしていくっていうのが今の例であるので。やっぱり初期対応っていうのはすごく大事で、そののころで幅広くそのものを受けられるような要素、ただ、今の子ども総合センターにそれだけのキャパがあるかっていうと、なかなかそこは難しいのかなと。あまりにいろんな問題が多過ぎて、いろんなものが投げかけられ過ぎていないかなというふうに、僕自身は思っている。なので、その部分はある程度うまく児相と振り分けをしていくというところは、実際のところ、そのトリアージって一般の相談の事例の段階の中では難しいので、やっぱりそれは中の専門家に任せていただいて、その中である程度症例によって、いわゆる事例によって振り分けをしていくという体制をきちんと組んでいただく。そして、キャパが広く、いろんなところから幅広く相談ができる体制は、やっぱり子ども総合センターっていうものを前に出してやっていくのが、たぶん葛飾区としてはそこをうまくアピールしていくという方策が、僕はよろしいのかなというふうに、今までの症例とかを見ながら考えると思う。

委員

- 児童相談所の話ではないが、質問と意見が2点ずつある。
- 議題1の不足定員が0というところで、どこかしらに入れるってことであれば保護者としては安心しているけれども、幼稚園の預かり保育とか、共働きが増えているので、なかでも教育を目的とした幼稚園に入れているような家庭もあるかと思うが、幼稚園の預かり保育っていうのも、待機とかはなくて入れる状況なのか教えてほしい。
- 文部科学省で小1プロブレムっていうのが問題になって、幼保スタートプランっていうのが年長児から始まるっていうニュースを聞いたが、こちらは保育園でも幼稚園でも、どこに入っても受けられるということでのいいのか。
- 個人的な話になってしまうけれども、夏休みがあり、上の子が小学生で下の子が1歳児だが、両方が遊べるような施設がちょっと見当たらず、今年の夏暑かったので行き場所に苦労した。未就学児連れだったら小学生もいいよ、入ってもいいよ、みたいな施設が、お隣の区にはあったのを確認し、ぜひ葛飾区にもつくってもらえたら、行き場ができて嬉しいなというのがある。
- こちらも個人的な話になるが、上の子が小学1年生になり、やっぱりどうしてもプリントの多さがすごく、毎日毎日配られるプリントにちょっと苦労している。こちらもスマホとかで見られるようになったら嬉しいなっていうのが1つ。また、欠席連絡とかも、7時半から8時半までの間に、当日休むときは7時半から8時半までの間にピンポイントでスマホで登録しなくちゃいけない、ちょっと苦労している。この辺りもデジタルのほうを進めてもらえると、葛飾区から各小学校とかに言ってもらえると、保護者としては助かるなあというふうに思い、意見した。

会長

- ここで一旦、事務局にまとめて説明をお願いする。まず、児相のところからお願いしたい。

事務局

- 児相の名称のことがやっぱり大事だというのは、お話の通りだと思っているが、先ほど事務局からお話をした通り、基本的には今児童相談所に愛称を付けるというよりは、児童相談所として前面に出しつつ、子ども総合センターを残して、ここを最初の入り口にしたいと思っている。

- 例えば、先ほど江戸川区の話などがあつたが、江戸川区の場合は児童相談所以外に子育てひろばを設けたりして、一般の方々の利用もするような施設になっている。そのため愛称を付けて、お子様たちにとってハードルが低いところに来ていただく。そういう中で相談なんかも汲み取っていければというような試みをしているというふうには聞いている。
- 葛飾の場合は、児童相談所は純粋に、児童相談所の機能をしっかり出す形にさせていただき、一般施策のほうは、主に子ども総合センターそのほかで実施していく予定になっているので、そちらに来やすくして、そして、様々な相談を寄せていただくような形で持っていくほうがわかりやすいし、利用しやすいのかなというふうに思っている。問題は、この児童相談所ができることによって、先ほど足立児童相談所と葛飾の児相、それと子ども総合センターの関係ってお話があつたが、ここがきちんと皆様のほうに今の段階では伝えきれていないので、ここをきちんとすることが大事だというふうに思っている。
- 基本的には足立児童相談所は葛飾区を担当しなくなるので、葛飾区の児童相談所がこれまでの足立児童相談所とほぼ同じ、プラスアルファいろいろやるけれども、それに対して子ども総合センターは、これまでと同じように、区民の身近な窓口として機能させていく。ここを事業者の皆様とか、少しずつお話をさせていただき始めているが、現在、児童相談所の業務マニュアル等も作成中なので、これらをまとめた段階で改めてご案内をさせていただきたいというふうに思っている。また少し時間をいただければと思っているが、基本的な部分として、区民の方が利用しやすい、相談しやすい、身近な所ですぐに繋がりがやすい、こういった窓口をしっかり用意していきたいというふうに考えているので、よろしく願いたい。

事務局

- 幼稚園の預かり保育について。実際に各施設から、1日の定員数等を設けており、それで利用ができないというような実態があることは聞いているが、それが具体的に待機として何人いるかというところまでの把握はしていない。幼稚園の預かり保育の利用しやすさというところも含め、二期の事業計画の中で、幼稚園の預かり保育の拡大というところも記載している。皆さんが利用しやすいような制度というところで、施設利用を進めていければというふうに考えている。
- 幼保スタートプランについて。事務局で詳しいことがわからないので、一度、幼保スタートプランの小1対策というところの、受けられるかについて、一度持ち帰り、また次回会議までの間にご回答をさせていただければと思う。
- 続いて、乳児が遊べる施設をつくってほしいと、簡単にまとめるとそういったお話になるかと思うが、確かに葛飾区内、子育てひろば、児童館等いろいろと施設はあるものの、実際に一緒に遊べる民間の施設、いわゆるプレイルームやプレイパークのようなものはあまりないように思う。そういったところも含めて、区内で本当に必要なものというところも、実際の現場の声も聞きながら今後についてはまた検討していきたいと思う。
- もう1点、小学校のプリントが多いのでスマホで確認したい、欠席連絡の時間がピンポイントで登録しなければならないという、特に朝の忙しい時間帯にその登録処理をしなければいけないというところが、非常にあわただしいかと思うが、こちらの件に関してもしっかりと教育委員会の所管部署に伝えさせていただく。その上で、実際にどのような対応、回答ができるかについては、また事務局側で検討させていただければと思う。

委員

- 児相の名称の件に関して、もう一度ほじくり返すような話になってしまうが、子ども総合センターが入り口で、法的介入なんかは児童相談所っていうのは理解したけれども、区民が利用しやすいということは、やっぱりそこに住んでいる子どもたちも利用しやすくなければいけないと思う。ただ、何かそういった事態が起きてしまったとき、子ども自身がSOSを出そうと思っても、子ども総合センターっていうものをたぶん知らないと思う。困って先生にも相談できない状況も起こり得ると思うが、じゃあ自分はどうすればいいのかってなったときに、頼れるところがなくて困ってしまうっていうのは十分起こり得ると思う。「もしそういうことが起きたらどうするの？」って、うちの小学生の子どもたちに聞いても、「わかんない」としか言わないと思う。
- 区民というのは成人した大人、日本語がしゃべれる人だけじゃなくて、0歳のお子さんからも区民であるのは間違いないので、区民に利用していただきやすい、名称がなくてもいいとは思いますが、相談したい、困ったってなったときに、区民全員がそこに繋がられるようにしていただきたい

いなと思う。

事務局

- 今のお話、とても大事なポイントだと思うので、今の状況について少しコメントをさせていただければと思う。
- お子さんが、いざ自分がそうなったときにそれに気づいて、周囲に SOS を出すということは非常に大事だと思っている。これは子どもの権利擁護の観点からも、これから益々注目をして進めていかなければならないと思っているが、例えば、今現在、東京都が SNS を使って、都が全体の子どもの声を聞き取った上で、各児童相談所や子ども総合センターに流していくような仕組みだとか、電話相談窓口だとか、いくつか設けている。
- これが、なかなか浸透させにくい。お子さんのもとに届けにくい。例えば、小さなカードみたいなものを作って、学校の生徒とか児童に配ったことも確かあったと思うが、なかなかその意味合いがよくわからないとか、それから、そもそもそれをしたときに、電話ボックスがもうないとか、公衆電話もなくなっちゃったとか、各種ハードルがある。
- そういった現状を踏まえて、お子さんが自分の状況をお話しできるような体制をそれぞれの窓口も今努力中だが、もう一步踏み込んで検討していく必要がある。特に、国が今、虐待という名称はついているけれども、SNS を活用した窓口を設けつつ、自治体と連携してそれを進めていこうというような仕組みも検討中なので、私どももそれに真摯に取り組んで、何とか子どもさんのアクセス権というか、それを守っていけるよう、検討を進めていきたいと思っている。大事なご指摘だと思っている。ありがとうございます。

委員

- 先ほどから愛称の件とかいろいろ出ていて、すごく考えさせられると思うが、権利擁護とか命を守るというところでは、一番相談をしやすいところっていうのはすごく重要だと思っている。ただ、反面、今回葛飾区が子ども総合センターと児相を分けたことって、すごく私は良かったなというふうに思っている。全国的に一緒にしているところが、反対に、あそこに相談したら一時保護されちゃうんじゃないかというふうに、最初から相談しにくいみたいなのところがあったりとかするので、その辺も踏まえた上で、葛飾は2つに分けたっていうところを、私たちもなかなかわからなかったというところがあるので、その辺を、せめて関係者だけでもきちんと理解した上で、親御さんとかも理解した上で対応していくっていうのがすごく重要な。それで、子どもたちの命や権利を護るっていうところがすごく重要ななと思った。

委員

- 質問と意見が1点ずつある。
- 質問は、乳幼児人口の推移を見直したということは、それがどんどん減っていくと、それに付随して予算も組み直して、どんどん子育てに対しての予算などを低くしていくのかということ。
- 意見は、2015 年から我が家は4人ずっと子育てしてきて、子ども総合センターとかいろんなところにお世話になっているが、年々現場の感じとか努力をしてくださる方が多くて、伝えやすくなっている。子ども総合センターとか児童館に、職員の方がよく現場を見に来てくださるが、様子を見に来て、スタッフの方とお話して、職員の方とのやり取りをして帰ってしまうので、職員の方たちが来たときに、利用している人たちの意見をもうちょっと直接聞いてもいいんじゃないのかなって。スタッフの方たちは、利用者側からすると、ちょっといつもよりかしこまった感じというか、ちょっといつもと違う空気職員の方に接しているの、もっと生の、現場の子育てしている自分たちみたいな人の意見を直接聞いてもらったほうが、本当の声が聞こえるんじゃないのかなって、いつも思っている。

事務局

- 乳幼児人口が減っていくことについて。今日いろいろご意見をいただき、葛飾を永続的に子どもにもみんなにもやさしいまちっていうのを続けていくためには、この少子化の状況に対して何らかの対策を取っていかなければいけないというところは認識している。人数が減ったから予算がすぐ減るというところではなくて、今後、少子化の原因を捉えながら、対策などについても予算を考えていくような形になるかと私自身は捉えている。
- 2点目の意見のほうは、おっしゃる通りというか、すごく身に染みて感じる場所があった。私どもも施設を見に行くことがあるけれども、どうしても職員のお話を聞くみたいなことが多くな

ってしまっていたかなと、はっとするところがあった。まさに、施設の使い勝手であるとか、そういうところは利用されているお子様だったり保護者の方だったりとかの意見というのが大変大事になると思うので、今日のこの意見を、ここにいる者と職員にも共有して、利用されている方なんかにもきちんと聞いていきたいと感じた。ありがとうございます。

委員

○ 児童相談所に相談したいっていうのは、皆さんのご意見の中で、事が大きくなっちゃうんじゃないとか、そういうお話もあったが。葛飾区だけではないが、平成6年に主任児童委員という制度ができて、葛飾区でも19地区全部にだいたい2年ほどぐらいは各地区にいるかと思うけれども、主任児童委員さんにまず相談を。主任児童委員っていうのは、学校ともいろんな子ども支援センターなどとも密接に繋がりを持っている。子どものことについて何か困りごとがあったら、まず主任児童委員というところに相談をして、その主任児童委員がさあどうしたらいいか、民生委員なんかを巻き込んでですね。民生委員っていうのは児童委員も兼ねているので。それで、子ども総合センターに相談するべきか、いろいろ。児童相談所まで持っていくのは、今まで足立だったから大変だったけれども、今度は葛飾にもできたので、そういうこともいろいろ判断をしたりとかして。まあ、身近なところで主任児童委員という方がいるわけなので、ぜひそういうところにまず、学校なり何なりにちょこっと相談をすればすぐ繋がるので、そういう制度があるから、それをよく利用していただければなあっていうふうに思う。

会長

○ 今日いろいろ出たご意見などは、次期の事業計画の中に少しでも反映できたらいいのかなというふうな案件も多々あったので、その辺りも継続して考えていけたらというふうに思う。

(2) ②その他

会長

○ 議事(2)②について、事務局より説明をお願いします。

事務局

○ 第37回子ども・子育て会議にて質問があった児童虐待検証委員会の検証報告書について、委員より報告書の配付依頼があった。こちらの報告書については、対象児童に配慮し、広く配布しているものではないので、資料の取り扱いには十分ご注意ください。その上で、資料をこの会議の中で配付させていただきたいと思うので、お諮りさせていただければと思う。

会長

○ ただいま説明があった通り、委員の意見に基づき、報告書について、対象児童に配慮した取り扱いとしたいという旨事務局から補足があった。このことについて、皆さんに同意いただいた上で資料の配付を受けたいと思うが、いかがか。

(各委員、了承)

(各委員に報告書を配付)

3 閉会

会長

○ 皆さんの活発なご意見がたくさん出たので、すごく充実した会になったかと思う。
○ 最後に、事務局より連絡事項がある。

事務局

○ 次回の会議は、令和4年11月2日に開催予定。会場等の詳細については、開催通知の発送をもって正式にご連絡させていただく。

会長

○ 本日の会議はこれで閉会とさせていただきます。長時間のご協力に感謝する。